

令和3年3月9日招集

第2回若桜町議会定例会会議録

(令和3年3月19日)

若桜町議会事務局

令和3年第2回若桜町議会定例会（第4号）

招集年月日	令和3年3月19日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前9時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	町民福祉課長	小林 貴之
	農林建設課長	竹本 英樹	保健センター 所長	山根 葉子
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	ふるさと創生 課長	谷本 剛
	税務課長	前田 弥生	出納室長	上川 恭子

会議の顛末

本会議（3月19日）

議長（川上守）

おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第2号 令和3年度若桜町一般会計予算を議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、青木一憲議員。

予算審査特別委員長（青木一憲）

若桜町議会報告第2号、予算審査特別委員会審査報告。

1 付託案件の名称、議案第2号 令和3年度若桜町一般会計予算。2 審査の経過、令和3年3月9日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月10日、11日、12日、15日、17日、18日の6日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め慎重に審査を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3 主なる意見、歳出、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金。

商工振興事業の中小企業への支援、氷ノ山集客促進事業の氷ノ山関連施設等の管理委託など氷ノ山活性化施設の予算のほかに、多額の交付金が予備費として計上されている。

新型コロナウイルス感染症対策として、町民の生命と健康・生活を守るため、適切に予算化し、執行されたい。

4 審査の結果、当委員会に付託された議案第2号は、「款・民生費、項・社会福祉費、

目・同和対策費、節・負担金補助及び交付金のうち、同和対策事業に対する補助金」、「款・商工費、項・商工費、目・観光事業費、事業名、道の駅管理事業のうち貸店舗整備事業、款・商工費、項・商工費、目・氷ノ山集客促進事業費、事業名、氷ノ山集客促進事業のうち、氷ノ山関連施設の指定管理事業」について反対する意思表示がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議員（前住孝行）

議長、動議。

議長（川上守）

前住孝行議員の発言を許します。

議員（前住孝行）

議案第2号 令和3年度若桜町一般会計予算に対する修正動議を提出します。

議長（川上守）

暫時休憩します。

（前住孝行議員提出の動議を配布）

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、前住議員ほか1名から、お手元に配布しました修正の動議が提出されました。

よって、これを原案と併せて議題とします。

修正案提出者の説明を求めます。前住孝行議員。

議員（前住孝行）

議案第2号 令和3年度若桜町一般会計予算に対する修正動議。

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び若桜町議会会議規則第17条第2項の規定により提出します。

提出者、若桜町議会議員 前住孝行、賛成者、中尾理明。

先ほど皆様方のお手元に配布しました修正案について説明します。

議案第2号 令和3年度若桜町一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1条第2項 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額「第1表 歳入歳出予算」の一部を次のように改正するものです。

予算書では6ページ、歳出の款6、商工費項1、商工費を2億2,540万1千円を、1億7,031万に減額し、減額したものを予算書7ページ一番下の、款12、項1、予備費に追加し、7,753万6千円を1億3,262万7千円とするものです。

もう1枚の、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。同じく歳出で、予算書で言いますと86ページ、目3、観光事業費で一番左の列、説明の中段、道の駅管理事業の委託料250万円と、工事請負費5,000万円を減額するもので、目3、観光事業費の本年度予算9,047万6千を3,797万6千円に減額し、比較5,282万円を32万円とし、特定財源の、その他5,549万5千円を299万5千円、区分13、委託料の998万3千円を748万3千円、同じく区分15、工事請負費5,042万円を42万円とします。

また、予算書88ページ、款6 商工費、項1 商工費、目4 氷ノ山集客促進事業費、説明の、氷ノ山集客促進事業費の氷ノ山関連施設指定管理料の、委託料3,959万8千円のうち3,109万6千円を12分の1した、259万1千円を減額し、修正案に戻っていただきまして、目4、氷ノ山集客促進事業費本年度予算6,602万1千円を6,343万円とし、比較382万7千円を123万6千円、一般財源を、5,252万1千円を4,993万円とし、区分13委託料、金額4,111万8千円を3,852万7千円にするものです。

これまで減額した分を予備費に移して、予

算書116ページ、款12 予備費、項1 予備費、目1 予備費の本年度予算7,752万6千円を1億3,262万7千円とし、比較7,439万2千円を1億2,948万3千円、特定財源のその他を5,250万円増額し、一般財源835万1千円を1,094万2千円とするものです。

理由といたしましては、11日、17日の予算審査特別委員会で説明していただきましたが、公設民営で道の駅にコンビニエンスストアを整備するのに、商工会員さんへの説明が不十分で理解を得られている状況にない、コロナ禍のきびしい運営を余儀なくされている状況で、今年度建設しなければならない必要性が不明である。コロナ禍で関係者の声を聴く機会が得られにくい状況ではあることは理解できるが、だからこそ、慎重に重要施策を進めて欲しいという想いです。

また、氷ノ山関連施設の指定管理事業で、指定管理料の積算根拠を説明していただき、管理団体からも、4月末まで雇用調整助成金を受けるとの説明を受け、その間は、事業目的を果たしていないと判断し、1か月分の指定管理料分を減額したものです。

従業員とのコミュニケーションをしっかりと図り、氷ノ山の発展を理念として、地元業者や集落とともに事業を進めて欲しいと考えます。

コロナ禍で社会情勢の変化に伴い、新たな展開が求められています。声の届いていない事業者や分野がまだまだあると思います。コロナ対策を最優先に、様々な事業を執行していただくべく修正案を出さしていただきました。明らかに私の支持者でない方からも、「コンビニできちゃうんですね、丹比でいいのに」という声を複数聞いております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（川上守）

質疑に入る前に、暫時休憩します。

午前 9時56分 休憩

午前10時20分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議員（前任孝行）

議長。

議長（川上守）

前任孝行議員。

議員（前任孝行）

私の勉強不足で、歳入歳出事項別明細書の部分的なもので、全体の合計が示されていない資料提供となっていること、また、予備費に、使途不明の基金を充てられないという2点、提出資料に不備があるということですので、この修正案を取り下げたいと思います。

議長（川上守）

先ほど、予算審査特別委員会委員長の報告がありましたが、これについて質疑はありますか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第2号 令和3年度若桜町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2

議案第3号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第5号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号 令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第9号 令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第10号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第11号 令和3年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第12号 令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を、一括して議題とします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、青木一憲議員。

予算審査特別委員長（青木一憲）

若桜町議会報告第3号 予算審査特別委員会審査報告。

1 付託案件の名称、議案第3号 令和3年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第4号 令和3年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第5号 令和3年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和3年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 令和3年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第8号 令和3年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第9号 令和3年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第10号 令和3年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第11号 令和3年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第12号 令和3年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

2 審査の経過、令和3年3月9日開催の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月10日、3月11日、12日、15日、18日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、結果を次の通り報告します。

3 審査の結果、当委員会に付託された議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号は、採決の結果、全員一致で原案を可決すべきものと決定しました。

議長（川上守）

ただいま、委員長の報告がありました。これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第3号から議案第12号までを一括して採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第12号までは、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3

議案第17号 若桜町犯罪被害者等支援条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第17号 若桜町犯罪被害者等支援条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第18号 若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金基金条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第18号 若桜町新型コロナウイルス感染症対応利子補助金基金条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第19号 若桜町課設置条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第19号 若桜町課設置条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第20号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第20号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第21号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第21号 若桜町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第22号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第22号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第23号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第23号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第24号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第24号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第25号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第25号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第26号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第26号 若桜町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第27号 若桜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び若桜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第27号 若桜町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例及び若桜町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の廃止について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町立地域福祉センター・ドリーミー)について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第28号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町立地域福祉センター・ドリーミー)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第29号 若桜町過疎地域自立促進計

画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第29号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

(追加日程配布)

午前10時39分 再開

議長(川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいま、町長から、議案第32号、議案第33号、議案第34号の3議案が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、議案第33号、議案第34号の3議案を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定(道の駅若桜 桜ん坊)について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長(矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定(道の駅若桜 桜ん坊)について、でございますが。

これは、道の駅若桜 桜ん坊の指定管理者に、一般財団法人 若桜町観光開発事業団を指定することについて、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

追加日程第2

議案第33号 若桜町有土地の貸付について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長(矢部康樹)

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第33号 若桜町有土地の貸付について、でございますが、これは、若桜木材工業団地の敷地として、引き続き株式会社ウッディ若桜へ貸し付けることについて、本議会の議決をお願いするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

追加日程第3

議案第34号 工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第34号 工事請負契約の変更契約の締結について、でございますが。

これは、工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、次のとおり、本議会の議決をお願いするものであります。

その内容は、記1 工事名、R2若桜簡易水道（若桜・赤松地区統合新配水池築造工事）、
2 工事場所、八頭郡若桜町大字若桜、
3 契約の相手方、八頭郡若桜町大字若桜111番地5、中一建設株式会社 代表取締役 中尾仁。

4 変更契約金額、変更前、金1億4,135万円、変更後、金1億2,474万6,600円。5 契約の方法、指名競争入札。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

（全員協議室にて議案の詳細説明）

午前11時30分 再開

議長（川上守）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定（道の駅若桜 桜ん坊）について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定（道の駅若桜 桜ん坊）について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議案第33号 若桜町有土地の貸付について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第33号 若桜町有土地の貸付について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

議案第34号 工事請負契約の変更契約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第34号 工事請負契約の変更契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第16

陳情第1号 八東川権現河原の過剰土砂の解消についての陳情、を議題とします。

審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務産業教育民生常任委員長、山根政彦議員。

総務産業教育民生常任委員長(山根政彦)

若桜町議会報告第4号、総務産業教育民生常任委員会審査報告。

1 付託案件の名称、陳情第1号 八東川権現河原の過剰土砂の解消についての陳情

2 審査の経過、令和3年3月9日の本会議において当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月16日に委員会を開催し、慎重に審査を行ったので、主なる意見と結果を次のとおり報告します。

3 主なる意見、施工の優先順位は低いと聞いている。河川付近の住民の不安を解消するため、事業主体である県に対する要望を引き続き行う必要がある。

4 審査の結果、当委員会に付託された陳情第1号は、採択すべきものと決定いたしました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(川上守)

ただいま委員長から報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

陳情第1号 八東川権現河原の過剰土砂の解消についての陳情を採決します。

お諮りします。

本件に対する委員長の報告は採択です。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第17

議員提出議案第1号 若桜町議会委員会条例の一部改正の一部改正について、議員提出議案第2号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を一括して議題とします。

趣旨説明を求めます。青木一憲議員。

議員（青木一憲）

議員提出議案第1号 若桜町議会委員会条例の一部改正の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月19日提出。提出者、若桜町議会議員 青木一憲、賛成者、若桜町議会議員 小林誠、同じく山本晴隆、同じく山根政彦。

議員提出議案第2号 若桜町議会委員会条例の一部改正について。

別紙のとおり、若桜町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月19日提出。提出者、若桜町議会議員 青木一憲、賛成者、若桜町議会議員 小林誠、同じく山本晴隆、同じく山根政彦。

議員提出議案第1号 若桜町議会委員会条例の一部改正の一部改正について、議員提出議案第2号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、の2議案ですが、本定例会に町長より上程され、先ほど可決された議案第19号 若桜町課設置条例の一部改正に伴い、若桜町議会委員会条例の一部をそれぞれ改正するものです。

まず、議員提出議案第1号 若桜町議会委員会条例の一部改正の一部改正についての内容は、令和元年12月に公布された、若桜町議会委員会条例の一部を改正する条例の第2条について、別表を削除する改正を令和3年4月1日から施行するものです。

次に、議員提出議案第2号 若桜町議会委員

会条例の一部改正についての内容は、第1条について、別表のうち、所管の改正を令和3年4月1日から施行し、第2条については、別表のうち、常任委員会の名称及び所管の改正を令和4年3月9日から施行するものです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑は一括して行ないます。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論は区分して行ないます。

議員提出議案第1号 若桜町議会委員会条例の一部改正の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第1号 若桜町議会委員会条例の一部改正の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出第1号は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議員提出議案第2号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第2号 若桜町議会委員会条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号は原案の
とおり可決されました。

日程第18

「閉会中の継続調査」について、を議題と
いたします。

総務産業教育民生常任委員会及び議会運営
委員会並びに各特別委員会から、会議規則第
75条の規定により、お手元に配布しました
申請書のとおり、閉会中の継続調査の申出が
あります。

お諮りします。

各委員会申出のとおり、閉会中の継続調査
とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申出のとおり
閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第19

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条
の規定により、お手元に配布しました「議員
派遣の件」のとおりとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については原案
のとおり決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第2回若桜町議会定例会を閉会い
たします。ご苦労さまでした。

午前11時40分 閉会